

[事案 28-130] 手術給付金支払請求

・平成 28 年 12 月 27 日 和解成立

<事案の概要>

支払われた手術給付金の疾病入院給付日額に対する給付倍率が 10 倍であったため、本件手術は給付倍率が 40 倍であるなどと主張して、差額の手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 60 年 9 月に終身保険を契約し、平成 28 年 5 月に膀胱悪性腫瘍手術を受けたので、給付金請求をしたところ、支払われた手術給付金の疾病入院給付日額に対する給付倍率が 10 倍であったが、以下の理由により、本件手術は給付倍率が 40 倍であるので、手術給付金の差額の支払いを求める。

- (1) 本件手術の手術・検査説明書には、「膀胱腫瘍の切除およびその根治のため」と記載されており、悪性新生物根治手術に該当する。
- (2) 約款の 39、40、41 には経尿路的手術は除くと書いてあるのに、悪性新生物の手術のところには、経尿路的手術は除くとは記載されていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本件手術は、根治手術であることの要件を満たさず、手術番号 80 の「悪性新生物根治手術」を適用することはできない。
- (2) 経尿道的操作を除外する旨の記載の有無が、手術番号 80 の適用に影響を与えるものではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人が事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より、申立人の事情を考慮した和解案の提示があり、審査会で検討した結果、これを妥当と考え、業務規程第 34 条第 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。